

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

本村の概況

本村は、沖縄本島中部西側あって東シナ海に面し、那覇市より北に28kmに位置する。村の東部から中央部までは、丘陵をなし、東シナ海へ緩やかに傾斜しており、村域は残波岬を突端にして東シナ海へカギ状に突き出た半島の形状をなし、沖縄本島の幹線道路である国道58号が本村を縦断している。また、本村と嘉手納町との境界に流れている比謝川は、流域面積50km²、流路延長14.5kmの県内では最大規模の河川のひとつである。

(1) 地域の災害リスク

(風水害・土砂災害: 読谷村地域防災計画より)

村内では、これまでも数々の台風被害に見舞われてきた。特に平成26年台風第8号では、最大1時間降水量96.5ミリを観測し、記録的な大雨となり、比謝川が氾濫し交通が遮断され、一時孤立化した。

土砂災害においては、急傾斜地崩壊危険箇所が11カ所(長浜、古堅、大湾、楚辺、比謝缸、座喜味高志保地区内)、急傾斜地崩壊危険区域が1区域(楚辺地区内)存在している。

(地震: 読谷村地域防災計画第1編 基本編第1章より)

平成25年度沖縄県地震被害想定調査によると読谷村に甚大な被害を与える可能性のある地震として、「沖縄本島南東沖地震3連動」や、「沖縄本島南部スラブ内地震」、「石川-具志川断層系地震」等が挙げられ、最大予測で死者28人、避難者1,687人、建物全壊697棟で想定されている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で20.4%以上の確率で発生すると想定されている。

(津波: 読谷村地域防災計画第1編 基本編第1章より)

沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)では、読谷村都屋地点における浸水想定は、最大遡上高16.0m、第1波の到達時間が24分とされている。また、長浜地区の前面海域は湾になっているため、津波の危険性が特に高いことが予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

	商工業者等数	小規模事業者数
平成21年	1,180	992
平成26年	1,012	831

平成26年度経済センサス

(3)これまでの取組

1) 当村の取組

- ・読谷村地域防災計画の策定(平成31年3月修正)、防災訓練の実施
- ・読谷村地震・津波ハザードマップ」平成26年度に発行
- ・防災備品の備蓄
- ・行政防災無線のデジタル化
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画の策定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国の施策や事業者BCPに積極的に取り組む会員を紹介する。
- ・リスク対策の必要性として損害保険や生命保険、傷害保険等の概要紹介を行う。
- ・事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家や行政担当者、損害保険社員等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度内に作成する。

3) 関係団体等との連携

全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社や本会会員の地元損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、村内事業所向けのリスクヘッジセミナーや損害保険制度説明会を開催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・読谷村役場商工観光課及び関係各課と必要に応じて情報共有を図り、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(洪水・地震)が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

災害時の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で 大規模な被害があると想定される時に以下の 手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時、携帯電話や SNS 等を利用して、2 時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、おおまかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を把握する。
- ・感染症の流行の場合は、当村はじめ、沖縄県商工会連合会、沖縄県、国などの対策の方針等に

ついて、情報の共有化を図る。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急処置の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当村及び当会の職員が被災するなどにより応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・おおまかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

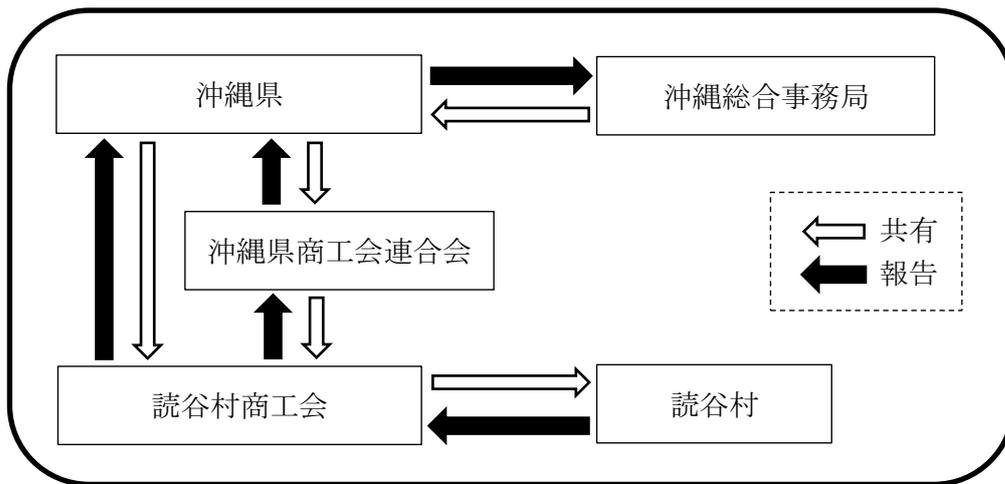
被害規模	被害規模
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害が無い	・目立った被害の情報がない。

・本計画により当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に午前、午後の2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1か月	2日に1回連絡する
1か月以降	1週間に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当村の避難指示等に従いながら、被災地域での活動可能な内容を決める。
- ・当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、沖縄県商工会联合会、沖縄県商工労働部中小企業支援課あてメールまたはFAX等にて報告する。
- ・感染症流行の場合は、当村をはじめ、沖縄県商工会联合会、沖縄県、国などの対策方針等について、情報の共有化を図る。



<4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、読谷村と相談する。
- ・安全性を確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・村内で設置できない場合は、近隣の商工会と連携して相談窓口を設置し支援を受ける。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話、メール、FAX などによって周知を行い、感染拡大防止に努める。

○被害状況確認の内容

項目	被災事業所の内容
事業所名	
所在地	
業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他
被害内容	① 人的被害(死亡、行方不明、重症、軽傷)の状況 ② 建物被害(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等)の状況 ③ 土地(事業用資産に限る)の被害額 ④ 機械設備等の被害額 ⑤ 商品、原材料、仕掛品等の被害額 ⑥ 器具備品の状況 ⑦ 車両の状況
被害金額	

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

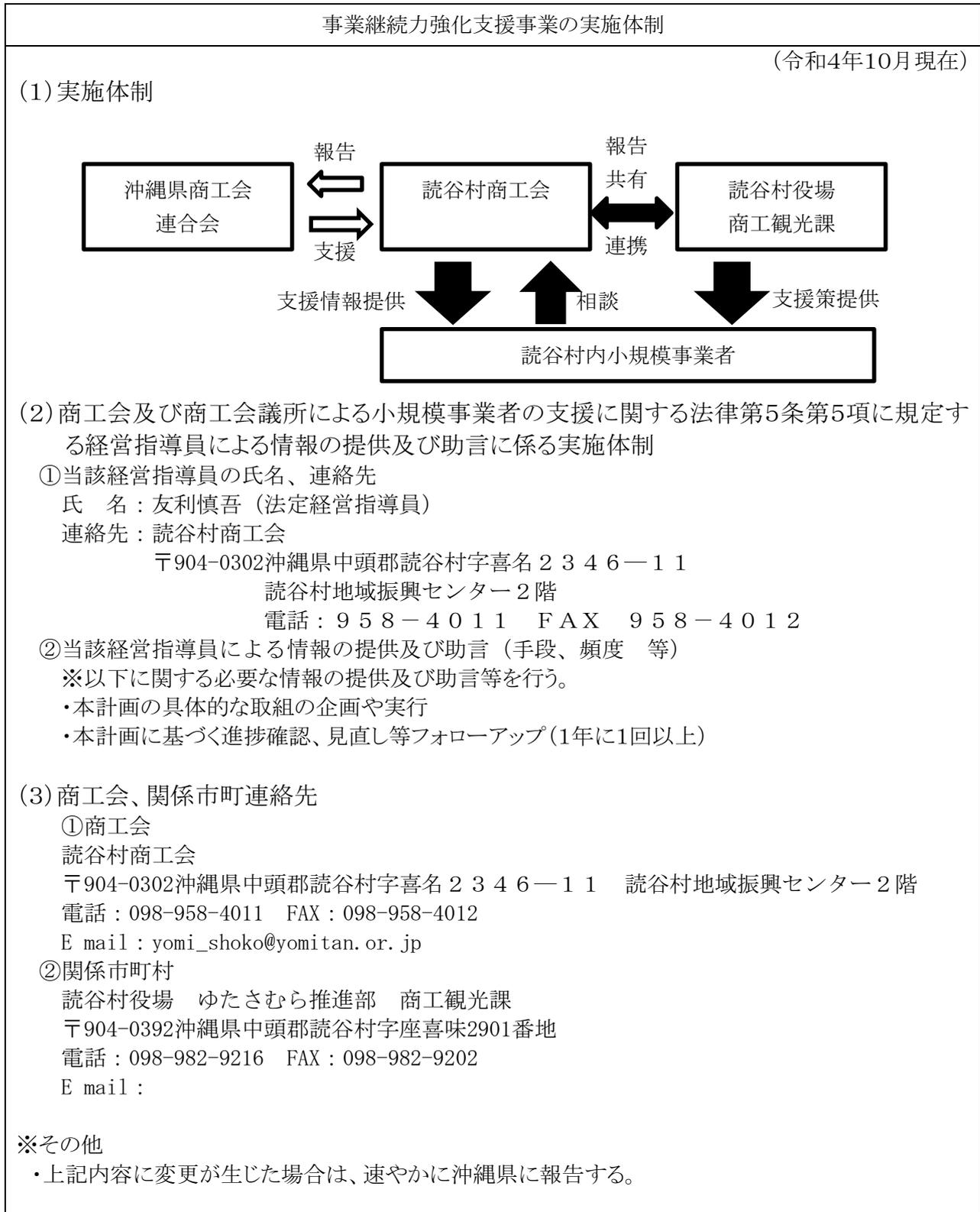
- ・沖縄県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域から応援派遣等を沖縄県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家謝金等	50	50	50	50	50
セミナー開催費	80	80	80	80	80
チラシ制作費	20	20	20	20	20
協議会運営費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金収入(国補助金、県補助金、村補助金) 会費手数料等収入(会費、手数料、事業受託料収入 等)

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等